地域脱炭素の実現に向けた連携に関する協定書

龍ケ崎市（以下「甲」という。）と株式会社常陽銀行（以下「乙」という。）は、地域脱炭素の実現に向けた連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地域脱炭素の実現に向けて、甲及び乙が連携して、本市における温室効果ガスの排出削減及び環境負荷の低減に資する取組を推進することにより、持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

(1) 地域における温室効果ガス排出削減に関すること。

(2) 地域における環境負荷の低減に関すること。

(3) 環境・エネルギー政策に関する情報提供・助言に関すること。

(4) 地域における環境学習に関すること。

(5) その他、前条の目的達成に資する取組に関すること。

２　前項各号に掲げる連携・協力事項の具体的内容及び実施方法その他必要な事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（協定の見直し）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、第２条に規定する連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に提供してはならない。

２　甲及び乙は、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結の日から令和１３年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙から書面による本協定の解消に関する申出がないときは、有効期間が満了する日から更に有効期間が１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１０月２１日

甲　　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
龍ケ崎市
龍ケ崎市長　萩原　勇

乙　　茨城県水戸市南町２丁目２番５号
株式会社　常陽銀行
取締役頭取　秋野　哲也